

# 生物多様性保全活動実践企業支援業務 企画提案募集要領 (公募のお知らせ)

次のとおり生物多様性保全活動実践企業支援業務の企画提案を公募します。

## 1 業務の背景と目的

環境省が策定している生物多様性国家戦略 2023-2030 では、その基本戦略において、企業に事業活動以外の保全活動等に貢献することが求められている。生物多様性に積極的に取り組む企業が増加することは、あいち生物多様性戦略 2030 の長期目標（2050年ビジョン）である「人と自然が共生するあいち」に大きく寄与するとともに、企業が県内各地域で保全活動に取り組む市民団体と協働することで、保全活動の活性化が期待される。

このため、新たに生物多様性の保全活動に取り組むことを検討している企業に対し、必要となる知識・経験を習得できる機会を創出する事を目的とした支援業務を実施する。業務の実施にあたっては、多くの企業に対し保全活動の開始を促すため、県内に本社もしくは事業所を有する企業から広く参加者を募集し、事業活動以外における保全活動の必要性や、参加企業の意向に沿った幅広い活動について学ぶ講座を開催する。

## 2 業務の概要

幅広いフィールドにおいて保全活動の開始を検討している企業を支援するため、基礎学習（座学）と現場見学による講座を実施する。下記のとおり場所、参加人数、講師、講座回数、講座内容を想定するが、具体的には提案内容を踏まえ、委託者と受託者の協議により決定する。なお、講座の開催にあたっては、開催地域毎の自然環境、産業構造等の地域特性を踏まえた内容（取組事例の紹介、現場見学の場所など）である事が望ましい。

場 所：（基礎学習）：交通便利性の良い会議室（尾張、三河地域で各1か所）

（現場見学）：多くの企業が保全活動を開始するにあたり参考となる活動が行われているフィールドや、企業による保全活動の導入が求められているフィールド

参加人数：各回30人程度

講 師：有識者、保全活動実践者（企業及びNPOなどの保全団体）等

講座回数：計4回（基礎学習と現場見学を各2回開催、基礎学習はオンライン併催）

講座内容：

基礎学習	<ul style="list-style-type: none"><li>・保全活動を始めるための知識を幅広く取り扱う基礎的な内容、企業活動と生物多様性保全の関連性及び社会的背景、あいち生物多様性企業認証や自然共生サイトの解説 等</li><li>・取組の進め方や計画・目標設定、社内合意形成の方法などを整理した導入的なプログラム</li><li>・有識者による基調講演</li><li>・企業による生物多様性保全活動の取組事例の紹介 例：生育生息地の環境整備、NPO との協働による保全活動 等</li></ul>
現場見学	<ul style="list-style-type: none"><li>・活動実践者の取組発表</li><li>・フィールド見学（最寄り駅等から貸切バス移動） 例：企業と NPO などの保全団体が協働、もしくは企業単独で活動している湿地・里山の見学 等</li></ul>

### 3 契約条件

(1) 委託金額限度額

3,182,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の金額とする。ただし、愛知県財務規則（昭和 39 年愛知県規則第 10 号）第 129 条の 3 に該当する場合は免除する。

(3) 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 15 日（月）まで

(4) 委託費の支払い

業務終了後の精算払いとする。

(5) その他

企画提案の内容に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件のもとで、その額を超えることは認めない。また、提案内容等を勘案して仕様書を決定するため、委託金額が見積額と同じになるとは限らない。

### 4 応募者の資格

応募の資格者は、次の要件のすべてを満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 「令和 8・9 年度愛知県入札参加資格者名簿」登録業者で、業務（大分類）「03. 役務の提供等」のうち、営業種目（中分類）「07. 調査委託」又は「16. その他の業務委託等」のいずれかの項目に登録されていること。

(3) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。

- (4) 愛知県から愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- (5) 複数の事業者による共同事業体でも可とする。この場合の要件は以下のとおり。
- ア 共同事業体を代表する事業者が応募を行い、共同事業体協定書の写しを提出すること。
- イ 共同事業体を構成する全ての事業者が、応募資格(1)、(3)及び(4)の要件を満たす者であること。
- ウ 共同事業体を代表する事業者が、応募資格(2)の要件を満たす者であること。

## 5 応募方法

### (1) 提出書類及び提出部数

応募者は、下記に示す書類を作成し提出すること。ただし、必要がある場合は補足資料の提出を求めることがある。

提出書類	提出部数 (郵送の場合)
参加表明書兼応募資格確認書（様式1）	正本 1部
企画提案書（正本のみ様式2を表紙に添付）	正本 1部 副本 5部
社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式3）	正本 1部
その他 ・組織概要、事業概要がわかるもの（会社パンフレットなど） ・事業実績に記載した内容が確認できる資料（事業名、事業内容、実施時期、規模等のわかる資料）	各1部

### (2) 提出方法

持参又は郵送とする。郵送による場合は、提出期限までに必着とする。

### (3) 提出期限及び場所

令和8年6月5日（金）午後5時 必着

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県環境局環境政策部自然環境課 生物多様性保全グループ

Eメール shizen@pref.aichi.lg.jp

（郵送の場合は、期限までに確実に到着するよう留意すること。）

### (4) 書類作成上の注意事項

ア 企画提案書は様式2にのみ社名を表記し、他のページには提案者名（事業者

名) は記入しないこと。

イ 用紙サイズは A4 判縦 (横書き、要ページ番号) とし、A3 判の用紙を A4 判サイズに折りたたみ挿入することは可とする。

ウ 必要に応じて、図表・絵等を用いて分かりやすく記載の上、ステープラ又はクリップで留める。

エ 企画提案は 1 事業者につき 1 案とする。

オ 提出期限後の問い合わせ、書類の追加・修正には原則として応じない。

#### (5) 業務内容等に関する質問等

質問事項については、令和 8 年 5 月 22 日 (金) 午後 5 時までに、愛知県環境局環境政策部自然環境課宛てに電子メールで提出すること。(電子メールの送信後に電話連絡すること。)

受け付けた質問については個別に回答するほか、令和 8 年 5 月 25 日 (月) (予定) までに愛知県の Web ページに回答を掲載する。

#### (6) その他

ア 提出書類の作成及び提出に必要な経費については、各応募者の負担とする。  
なお、提出された企画提案書は返却しない。

イ 応募及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

## 6 企画提案書の記載内容

企画提案書には、次の(1)から(4)の内容について記述する。

### (1) 業務に関する企画等

次のア～ウについて、簡潔に記述すること。

#### ア 実施方針及びスケジュール

業務の目的を達成するための業務全体に係る総合的な実施方針を記述する。  
また、実施するにあたり、必要な企画・調整が適切に行われる日程が示されているスケジュール計画を記述する。

#### イ 実践企業支援講座に関する企画

「仕様書 (案) 4 委託業務の内容」の各項 (企画・実施計画作成、実施準備業務、当日運營業務、実施結果取りまとめ、打合せ協議) について、具体的に記述する。

#### ウ 情報発信に関する企画

講座への参加者募集について、具体的な方法を記述する。

### (2) 実施体制及びスタッフの業務経歴

業務を受託した場合の実施体制 (組織、スタッフ、社内及び社外のバックアッ

プ体制等) 及び業務に従事するスタッフの過去の業務経歴を記述する。

(3) 業務実績

過去に実施した類似事業(生物多様性保全等に係る講座や情報発信・啓発等に資するもの)に関する実績(3件)を記述すること。

(4) 概算費用

業務実施に係る概算費用(見積額)を内訳がわかるように項目ごとに記述する。

## 7 審査及び委託先の決定

(1) 事前審査(書面)

企画提案書の提出が4案以上あった場合は、書面による事前審査を行い、提案数を3案に絞り込む。事前審査の結果については、令和8年6月12日(金)までに各提案者に個別に連絡する。

(2) 審査方法

委託者が設置する審査委員会において、提出された企画提案について書面審査及び企画提案者によるプレゼンテーションにより最優秀企画提案を選定する。

審査委員会は非公開とし、審査の経過等に関する問い合わせ及び異議申し立てには応じない。

(3) プレゼンテーション

ア 開催日等

6月中旬頃に県庁内会議室において開催予定。日時等が決定次第、参加資格を有することを県が確認した提案者に、個別に連絡する。

イ 実施方法(予定)

企画提案書の内容説明(10分間)、質疑応答(10分間)

(4) 審査基準

以下の項目について評価し、総合的に選定を行う。

審査項目	審査内容
1 実施方針及びスケジュール	<ul style="list-style-type: none"><li>・本県の生物多様性の現状や価値、保全の考え方、企業の生物多様性に対する認識等について十分に理解し、反映されているか。</li><li>・保全活動時期等を踏まえた適切なスケジュールか。</li></ul>
2 実践企業支援講座に関する企画	<ul style="list-style-type: none"><li>・基礎学習について、事業目的を達成するために十分な内容であるか。</li><li>・現場見学について、事業目的を達成するために十分な内容であるか。</li></ul>

3 情報発信に関する企画	・講座の開催について、広く企業向けに発信する手法が示されているか。
4 実施体制及びスタッフの業務経歴	・業務遂行のための実施体制は適切か。 ・基礎学習の講師は、専門的知識を有する人員で構成されているか。
5 業務実績	・講座開催に関する業務実績は十分か。 ・情報発信に関する業務実績は十分か。
6 概算費用	・必要な経費が、適切な数量・単価で計上されているか。
7 社会的取組状況	・環境に配慮した事業活動、あいち生物多様性企業認証制度の取得、障害者等への就業支援、男女共同参画社会の形成、仕事と生活の調和の取組をしているか。

(5) 審査結果については、各提案者に文書で通知する。

(6) 選定事業者と協議の上で、委託契約を行う。協議が不成立の場合は、次点の企画提案を行った事業者を繰り上げて委託契約候補者とする。

(7) 審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

(8) 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

ア 応募する資格のない者が提案したとき。

イ 提出期限までに提出先に書類が提出されなかったとき。

ウ 事実と反する申込みや提案などの不正行為があったとき。

エ その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき、審査の公平性に悪影響を与える行為をしたとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 8 契約締結までのスケジュール（予定）

実施項目		実施日
1	公告（企画提案募集開始）	令和8年5月15日（金）
2	募集要項に関する質問の受付	令和8年5月15日（金）から 令和8年5月22日（金）午後5時まで
3	企画提案提出締切	令和8年6月5日（金）午後5時まで
4	審査委員会による企画提案審査	令和8年6月中旬
5	審査結果の通知	審査委員会での決定後速やかに行う
6	契約締結	令和8年6月下旬

## 9 その他

- (1) 本契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できる。電子契約を希望する場合は、決定通知後速やかに申し出ること。

## 10 問合せ・提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県環境局環境政策部自然環境課生物多様性保全グループ

担 当 伊藤

電 話 052-954-6475（ダイヤルイン）

Eメール shizen@pref.aichi.lg.jp